

# あなたにとって、人権とは？ —「世界人権宣言」を通して考える—

阿久澤 麻理子 (姫路工業大学講師)

「人権を大切に」「人権を守りましょう」——  
こうしたメッセージを否定する人はいないでしょう。  
しかし、人権を大切にすることはあたりまえ、と思っ  
ているあなたも、あらためて「あなたが大切にしよう  
としている人権とは何か」と考えてみてください。  
私はこの数年間、さまざまな研修や学習会の場の冒  
頭で、参加者に「あなたにとって人権とは何ですか」  
と問い続けてきました。多様な答えが返ってくるの  
ですが、その中で、2つの回答が非常に多いことに  
気づきました。

一つは、「人が生まれながらにもっている権利」  
が人権である、といった文字通りの定義。もし、こう  
した答えが返ってきた場合、わたしはさらに「それ  
ならあなたは人としてどんな権利をもっていますか」  
と聞き返すことにしています。人権という言葉で、  
できるだけ具体的にイメージしてもらうためです。「自  
由」「平等」「衣食住」などが比較的多くあがってき  
ますが、「いきなりたずねられても、考えたこともな  
いからわからない」という答えが思いのほか多いこ  
とに驚きました。また、第二に多いのは「思いやり」  
「やさしさ」といった定義です。これらは人間として  
大切にしなければならない価値観ですが、人権とは  
抽象的な言葉で表現される価値観なのでしょうか。

## 「人権」は具体的な言葉

「人権」にあたる英語は「ヒューマン・ライツ (Human Rights)」です。「人間の権利」という意味ですから、研修会の参加者の回答とも重なります。しかし、ヒューマン・ライツの語の最後に、複数形を表わす“s”がつくことに気づいてください。これは人権が、抽象的な概念ではなく、一つひとつ数えられるほど具体的な人間の「権利」の総体を指す言葉だということを示しています。「人権」が数えられる・・・などというと、それならいくつあるの?という質問が返ってきそうですね。たとえば国際連合が1948年に採択した『世界人権宣言』は、世界中のすべての人が持つ権利として「生まれや性別、宗教、人種等によって差別を受けない権利」「自分自身の考えをもつ権利」「自由に意見を言う権利」「結婚の自由」「教育を受け



る権利」・・・などを30項目にわたってリストにしました。国連は、さらにこのリストをもとに、『国際人権規約』などの人権条約を作成しました。国際条約だけでなく、もちろん各国の憲法にも、こうした「人権」のリストが含まれています。

## 法の中の「権利」は社会の合意

ここで人権が、具体的な言葉で表現され、法の中に記されていることに注目してほしいと思います。法の中に記されている「権利」の概念は、日々の暮らしの中で、差別や抑圧を受けてきた人々が立ち上がり、声をあげたことによって、明確な言葉になりました。あたりまえのことですが、「人権問題」などという抽象的な問題などありません。劣悪な労働環境に対して声をあげた労働者、植民地支配や人種・民族・カーストに基づく差別への反対など・・・このような声が、「人間が生まれながらに持つ権利」を具体的な言葉で表現させたのです。こうした権利が大切である、という呼びかけが、社会的な合意となったとき、それらは「法」となります。人権が法に記されているのは、私たちの社会がこのような諸権利を守り、侵害を許さないということ、社会的に合意しているからです。こうした視点から、『世界人権宣言』を読み直してみてください。『世界人権宣言』は法律的文章だし、何だかわかりにくい、と感じていた人も、それがあなた自身の権利のリストであり、世界の人々が合意しているものなのだ、という視点からこれを

読み直すと、違った印象を受けると思います。

ちなみに、『世界人権宣言』の第26条(教育権)には、教育を受ける権利とともに(1項)、その教育が人格の発展や人権の尊重を促すことを目的に行なわれるべきであること(2項)が記されていますが、今日ではここに「自分自身の権利について知る権利」も含まれると主張されています。まさに「権利を知ること」が人権教育の重要な柱として位置付けられています。自分の持つ権利を学ぶことは、単なる知識を得るためではなく、エンパワメント(用語解説参照)のプロセスでもあります。自らの権利を知ることによって、誰もがそれを守ることが可能となり、自らの経験やできごと、文化や習慣なども「人権が守られているか」という視点から検証し、課題を発見する力を身に付けることが可能だからです。『世界人権宣言』の視点から、あなた自身と、身の回りのできごとを、見直してみませんか。

## 用語解説

### 【人権教育のための国連10年】

国連が1994年12月23日の第49回総会において決議した。期間は1995年から2004年まで、決議文では、人権教育を「単に情報提供だけにとどまらず、……他の人の尊厳に学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための……総合的な過程」と定義している。

### 【大阪府人権施策推進基本方針】

大阪府が2001年3月に、「大阪府人権施策推進審議会」の答申に基づいて策定した。「大阪府人権尊重の社会づくり条例」に規定した「人権施策」を、総合的に推進するために必要な事項を定めている。

### 【エンパワメント】

差別など社会的抑圧等により弱者の立場に立たされてきた個々人が、その内在する能力、行動力、自己決定力を取り戻すこと。